亀山市公告第７２号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和８年１０月２８日

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　業務概要

（１）　業務名

亀山市立図書館運営業務委託

（２）　業務内容

亀山市立図書館運営業務委託仕様書のとおり

（３）　履行期間

契約締結日から令和１４年３月３１日まで

２　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）　亀山市契約規則（平成１８年亀山市規則第５号）第２条第５項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（３）　過去３年間（令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで）に公共図書館における運営業務を受託した実績を有すること。

（４）　令和８年１０月１日現在、亀山市と同等以上の人口規模（５万人以上）又は蔵書冊数（２０万冊以上）の公共図書館において、本業務と同種の業務の受託実績を有すること。

（５）　亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成１７年亀山市告示第６号）の規定による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。

（６）　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第４１

条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（７）　本店又は支店の所在地において、国税、地方税その他の公租公課を滞納していないこと。

（８）　事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

３　担当部署

〒５１９－０１５５

三重県亀山市御幸町３１８番地１

亀山市教育委員会事務局図書館

電話　　０５９５－８２－０５４２

ファクシミリ　　０５９５－８２－０５５４

電子メール　kameyama-lib@city.kameyama.mie.jp

４　事前説明会の開催

本プロポーザルに係る事前説明会を次のとおり開催する。

（１）　開催日時

令和８年１１月９日午後２時から午後３時まで

（２）　開催場所

亀山市立図書館１階多目的室

（３）　申込方法

事前説明会への参加申込は、１の事業者につき２名までとし、令和８年１１月６日午後５時までに、事前説明会参加申込書により３の担当部署に提出すること。

なお、提出方法は電子メールによることとし、提出後は速やかに着信の確認をすること。

５　亀山市立図書館運営業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

（１）　交付期間

令和９年１０月３０日から１１月３０日まで（休館日を除く。）の午前９時から午後５時まで

（２）　交付方法

亀山市立図書館ホームページからのダウンロードとする。

（３）　交付書類

ア　亀山市立図書館運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ　亀山市立図書館運営業務委託仕様書

６　プロポーザル参加意思表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加意思表明書その他の要領に定める書類を提出しなければならない。

（１）　提出期間

令和８年１０月３０日から１１月３０日まで（休館日を除く。）の午前９時から午後５時まで

（２）　提出場所

３の担当部署とする。

（３）　提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

７　　企画提案書等の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者は、企画提案書その他の要領に定める書類を提出しなければならない。

（１）　提出期間

令和８年１１月１６日から１２月９日まで（休館日を除く。）の午前９時から午後５時まで

（２）　提出場所

３の担当部署とする。

（３）　提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

８　　その他

（１）　本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

（２）　本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

（３）　提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。

（４）　企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において契約候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。

（５）　本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成１７年亀山市条例第１９号）の規定により提出書類等を公開することがある。

（６）　提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。

（７）　参加者は、契約候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

（８）　本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。

（９）　本業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（１０）　プロポーザル参加意思表明書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。

（１１）　選定の経過及び選定された契約候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。